

## 「 - 会社とその取締役の利益相反 その② - 」

### 添付書面 編

#### ～ 取締役会設置会社の場合 ～

会社とその代表者との取引が利益相反行為に該当する場合は、取締役会設置会社においては取締役会の承認、取締役会を設置していない会社においては株主総会の承認を受けなければなりません。

今回は、取締役会設置会社において利益相反行為に該当する取引（例．会社と取締役との売買、会社所有の物件に取締役を債務者として担保設定）があった場合の不動産登記の添付書面についてお知らせします。

取締役会議事録（出席した取締役が押印、代表取締役は会社の実印、取締役は個人の実印で押印）

会社の登記事項証明書

出席した取締役の印鑑証明書

（法務局に印鑑の届出をしている代表取締役については、法務局が証明した印鑑証明書。

それ以外の者については、市区町村長が証明した印鑑証明書。）

※ 業務監査権限のある監査役は、取締役会への出席義務があるので、取締役と同様に、議事録への押印、印鑑証明書が必要です。

今月の一言  
by 平井

特別の利害関係を有する取締役は取締役会の決議に参加できませんが、出席することはできます。出席していた場合は、その取締役についても、議事録への押印・印鑑証明書が必要となります。

\*\*\* 田尻司法書士事務所 \*\*\*

「謄本取得のご依頼にも、迅速に対応いたします」

不動産登記・相続・遺言・会社法人登記・成年後見・裁判所提出書類作成・簡裁代理

京都市西京区山田四ノ坪町1番地6（**西京区役所西入すぐ**）

TEL：075-393-1550

FAX：075-393-1568

『 事務所メインURL：<http://ts-shihoushoshi.com/> 』

『 相続・遺言専門URL：<http://ts-yuigon-souzoku.com/> 』

代表 司法書士 田尻世津子

司法書士 新川 元貴（行政書士、AFP）

司法書士 平井 亘

スタッフ 野崎、森、吉岡